

# 大気汚染防止法の一部改正 水銀大気排出規制

田淵敬一 Keiichi TABUCHI

環境省水・大気環境局大気環境課課長補佐

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、2015年6月に大気汚染防止法を改正し、2018年4月から施行した。改正大気汚染防止法では、規制対象とする施設を定め、その設置者に対し、排出基準の遵守義務や排出ガス中の水銀濃度の測定義務等を課している。

水銀に関する水俣条約（平成29年条約第18号）、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）

## 1 水俣条約と国内における大気中の水銀の状況

水銀に関する水俣条約は、水銀の供給・使用・排出・廃棄等の各段階における総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すものであり、その中には大気への排出規制も含まれている。我が国における水銀の大気排出量は、自然由来を除いて約17t（2014年度）と推計され、そのうち約8割が水俣条約における大気排出規制の対象である5種類の施設から排出されている（図1）。また、近年の大気中の水銀濃度については、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（40 ngHg/m<sup>3</sup>）を十分に下回っている（表1）。

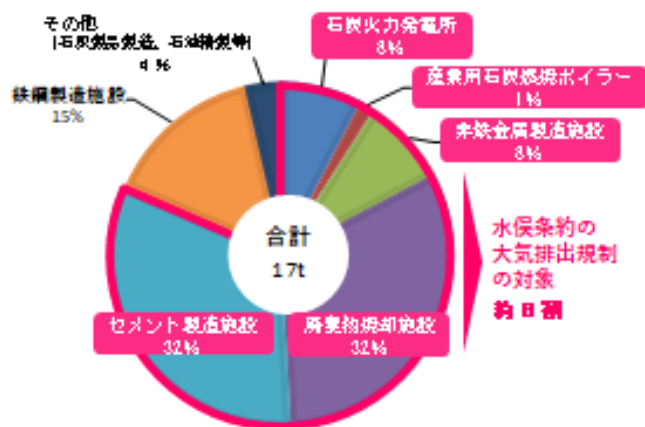


図1 国内における水銀大気排出量（2014年度）（出典：水銀大気排出インベントリー）

表1 近年の大気中の水銀濃度の状況（出典：有害大気汚染物質モニタリング結果）

	年平均値 (ngHg/m <sup>3</sup> )	調査 地点数	指針値 超過地点数
2014年度	2.0	260	0
2015年度	1.9	262	0
2016年度	1.9	271	0

## 2 大気汚染防止法における規制の内容

2018年4月から施行した改正大気汚染防止法では、規制対象とする施設を定め、その設置者に対し、排出基準の遵守義務や排出ガス中の水銀濃度の測定義務等を課している。規制対象施設としては、水俣条約における大気排出規制の対象である5分類の施設のうち一定規模以上の施設が規定されている（表2）。排出基準については、水銀の大気中への排出の削減に関する技術水準および経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、施設の種類および規模ごとの許容限度として定められている（表2）。

環境省では、大気汚染防止法の適切な施行等により、水銀の大気への排出抑制を推進していく。

表2 水銀排出施設ごとの排出基準

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設 (規模・要件は省略しています)	排 出 基 準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )		
		新規 施設	既存* 施設	
石炭火力発電 所・産業用石炭 燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー・大型石炭混焼ボ イラー	8	10	
	小型石炭混焼ボイラー	10	15	
非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 の工程	非鉄金属製造設 備（一次施設）	銅、工業金	15	30
		鉛、亜鉛	30	50
	非鉄金属製造設 備（二次施設）	銅、鉛、亜鉛	100	400
		工業金	30	50
廃棄物の焼却 設備	廃棄物焼却炉	30	50	
	水銀含有汚泥等の焼却炉等（水銀回 収施設）	50	100	
セメントクリ ンカーの製造 設備	セメントの製造の用に供する焼成 炉	50	80	

\* 2018年4月1日時点で既に設置されている施設

キーワード 水銀、水俣条約、大気汚染防止法

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（委員長；香川聡子横浜薬科大学教授）が衛生薬学関  
連法規の改正等に関する情報を提供するものである。